

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

練馬区

2 構造改革特別区域の名称

練馬区福祉有償運送特区

3 構造改革特別区域の範囲

練馬区全域

4 構造改革特別区域の特性

練馬区は、東京 23 区のうち北西部に位置し、面積は 48.16km²で、23 区中 5 番目である。人口は 680,415 人（平成 16 年 4 月 1 日現在、外国人含む）で東京 23 区中 2 番目、住民基本台帳による世帯数は 307,918 世帯、一世帯あたりの人員数は 2.17 人である。現在も駅周辺の再開発やマンション建設などに伴い人口増が続いており、平成 16 年度の人口推計では、平成 21 年に 70 万人を超えると予想されている。65 歳以上の人口は 114,441 人（平成 16 年 4 月 1 日現在、外国人を除く）で高齢化率 17.13%となっており、今後 10 年間は年平均約 3,000 人のペースで増加していく見込みである。身体障害者手帳所持者は 16,161 人、愛の手帳（東京都療育手帳）所持者は 2,946 人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 2,009 人（いずれも平成 16 年 3 月 31 日現在）である。

【移動困難者の状況】

介護保険の要支援・要介護認定者

平成 16 年 3 月末現在、第 1 号被保険者数（65 歳以上の被保険者）115,303 人に対して、介護保険の要支援・要介護認定を受けている方の数は 16,923 人で、認定率は 14.7%である。

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
65 歳以上	2,075	5,510	2,490	2,236	2,159	1,866	16,336
40～64 歳	17	179	113	90	86	102	587
計	2,092	5,689	2,603	2,326	2,245	1,968	16,923

要支援・要介護認定者のうち、要介護3～5の認定を受けている6,539人の大部分は、外出時に福祉車両による移送が必要な移動困難者であると推定される。また、要支援～要介護2の認定を受けている10,384人の大部分は、福祉車両は必要ないものの、バスや電車などの公共交通機関を利用して外出することが難しい移動困難者であると推定される。

虚弱高齢者・ひとりぐらし高齢者

平成13年7月～8月に実施した「練馬区高齢者生活実態等調査（高齢者一般調査）」によると、65歳以上の高齢者2,463人のうち、「隣近所ならひとりで外出できる（バス・電車などの交通機関を利用して外出するのは難しい）」と答えた方は165人、6.7%であった。

ここから推計すると、練馬区全体では、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない高齢者のうち数千人が「隣近所ならひとりで外出できるが、バス・電車などの交通機関を利用して外出するのは難しい」移動困難者である可能性がある。

また、平成13年9月～11月に実施した「練馬区ひとりぐらし高齢者等実態調査」によると、平成13年8月1日現在、65歳以上の高齢者103,562人のうち、ひとりぐらし高齢者は13,701人で、高齢者人口に占める「ひとりぐらし高齢者」の割合は13.23%であった。

練馬区における「ひとりぐらし高齢者」の割合は年々増加しており、昭和57年には6.04%だったが、平成9年に11.04%となり、今後も増え続けることが予想される。ひとりぐらし高齢者がただちに移動困難者となるわけではないが、家族による送迎が期待しにくいことから、地域における外出支援が必要となる可能性が高いと考えられる。

身体障害者

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	466	346	103	108	174	120	1,317
聴覚・平衡機能障害	93	459	160	293	4	449	1,458
音声・言語・そしゃく機能	6	14	114	62	3	0	199
肢体不自由	2,094	2,156	1,529	1,850	829	372	8,830
心臓機能障害	1,367	15	483	230	0	0	2,095
じん臓機能障害	1,164	3	11	4	0	0	1,182
呼吸器機能障害	84	3	223	95	1	0	406
膀胱又は直腸機能障害	6	7	35	541	0	0	589
小腸機能障害	2	2	5	9	0	0	18
免疫機能障害	2	11	28	26	0	0	67
計	5,284	3,016	2,691	3,218	1,011	941	16,161

平成 16 年 3 月末現在、身体障害者手帳の交付者数は、16,161 人で、うち視覚障害者 1,317 人、肢体不自由障害者 8,830 人の多くが、バスや電車などの公共交通機関を利用して外出することが難しい移動困難者であると推定される。

視覚障害者やじん臓機能障害者の大部分は、福祉車両による移送は必要としないが、一人で公共交通機関を利用することは困難であると推定され、セダン型車両による移送の潜在的需要者であると思われる。

知的障害者

平成 16 年 3 月末現在、「愛の手帳（東京都療育手帳）」の交付者数は 2,946 人である。知的障害者の中には、公共交通機関の利用方法などが理解できない方もあり、また、介護者や環境が変わるとパニックに陥る障害者も多い。肢体不自由との重複障害がない知的障害者については、福祉車両による移送は必要でないため、セダン型車両を用いた移送サービスにより、本人をよく理解している特定の運転者が外出支援を行う必要がある。

	最重度	重度	中度	軽度	計
18 歳以上	91	639	651	772	2,153
18 歳未満	33	213	261	286	793
計	124	852	912	1,058	2,946

精神障害者

平成 16 年 3 月末現在、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 2,009 人である。精神障害者のうち一部の方については、公共交通機関の利用が困難であり、移動困難者に含まれると推定される。

【公共交通機関の状況】

区内を走る鉄道には、西武池袋線・豊島線・有楽町線・新宿線、東武東上線、東京メトロ有楽町線、都営大江戸線がある。区内を東西に横断している路線が多いため、区内を南北に移動する際はバス、タクシー等を利用しなければならない現状である。

また、区内 21 駅のうち、平成 16 年 12 月現在、エレベーターによる 1 ルートの確保ができていない駅が 5 駅あるほか、エレベーターが設置されている駅においても、一方の改札側にしか設置されていないなど、車椅子等の利用者にとって課題が多い状況である。

区内のバス路線としては、西武バス、国際興業バス、関東バス、京王電鉄バス、都営バスの 5 社 102 系統のバス路線が走っているが、曲折した狭い道路が多いうえ、踏み切りによる渋滞や駅前の交通広場に十分なスペースがない箇所もあり、ルート設定や運行回数が制限を受け、きめ細かいバスサービスが実現されていない。

また、平成 16 年 3 月末現在、区内バス路線の大部分を占める西武バスと国際興業バスの営業所が所有するバス車両のうち、床面の地上面からの高さが 65 センチ以下である「交通

「バリアフリー法適合車両」は、西武バス 37%、国際興業バス 34%であり、さらに「ノンストップバス」については、西武バス 14.6%、国際興業バス 11.9%となっており、バリアフリー法に基づく計画的な車両変更が望まれる。

【区の外出支援施策】

練馬区では、身体障害者手帳を所持する下肢、体幹、内部、視覚障害 3 級以上の方および愛の手帳 1 ～ 2 度の方を対象に 福祉タクシー券を月額 3,500 円交付している。平成 15 年度の交付人数は、6,647 人であった。福祉タクシー券の利用先としては、タクシー会社など 51 社(団体)と契約しているが、そのうち 7 団体は、タクシー会社ではない NPO 法人・ボランティア団体などである。平成 16 年度の利用実績をみると、4 月～10 月で全利用額の約 2 % (約 276 万円) のタクシー券がタクシー会社以外の 7 団体で利用されている。

また平成 6 年度から、福祉タクシー対象者のうち、日常外出時に車いす等を使用している障害者を対象に、リフト付福祉タクシー事業を福祉車両 1 台の運行委託により実施していたが、平成 16 年度からは、練馬区独自の方式として、区が複数のタクシー事業者と契約して、利用実績に応じて迎車料金や予約料を負担する事業に転換するとともに、利用対象者を障害者手帳所持者全員と要介護 3 ～ 5 の高齢者の方まで拡大した。

【練馬区社会福祉協議会のチェアキャブ事業】

練馬区社会福祉協議会では、練馬区からの補助金を受けて、身体障害者手帳 1 級～ 3 級の方などで、車椅子を常時使用している方を対象に、リフト付自動車チェアキャブの運行を実施している。平成 15 年度の利用登録会員は 356 人、利用件数は 1,554 件であった。送迎料金 200 円のほか、走行距離 1 キロにつき 80 円の利用料金を徴収しているため、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けるために、12 月に行う第 1 回練馬区福祉有償運送運営協議会において協議にかけ、条件付で承認された。

【区内移送サービス団体】

平成 16 年 12 月現在、区が把握している区内の移送サービス団体は、13 団体である(うち 1 団体は新規のため実績なし)。平成 16 年 7 月に、練馬区社会福祉協議会の呼びかけにより、練馬区移動サービス連絡会が設立された。13 団体のうち 3 団体については、人工透析患者等を中心に移送しており、セダン型への運行車両の拡大を求めている。

ボランティア移送サービス団体および使用車両台数

- 1) 社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会
〔使用車両 3 台〕
- 2) 特定非営利法人 シニアふれあい練馬
〔使用車両 1 3 台〕

- 3) 特定非営利活動法人 腎臓病連絡協議会 すずらんの会
〔使用車両22台〕
- 4) 特定非営利活動法人 難病者移送サービス・ネットワーク
〔使用車両9台〕
- 5) 特定非営利活動法人 わかばリフトバスの会
〔使用車両4台〕
- 6) 特定非営利活動法人 とふかケアサポートわたげ
〔使用車両10台〕
- 7) 特定非営利活動法人 ケアステーションぽかぽか
〔使用車両2台〕
- 8) 特定非営利活動法人 日本ライフアシスト協会
〔使用車両12台〕
- 9) 通院移送介護センター たんぽぽ
〔使用車両3台〕
- 10) MyMy サポートーズ
〔使用車両1台〕
- 11) デミボラ
〔使用車両1台〕
- 12) 移動サポート イージーライダー
〔使用車両3台〕
- 13) 移送グループ ゆーゆー
〔使用車両1台〕

5 構造改革特別区域計画の意義

練馬区は、狭あい道路が多いこともあり、バスなどにより鉄道駅に出るまでに時間のかかる交通不便地域が多い状況である。そうした状況に対応して、現状の公共交通機関では外出が困難な障害者・高齢者などに対して、ボランティア団体による移送サービスが実績を重ねてきている。その中でも、人工透析患者や歩行困難ではあるが座位は保てる高齢者など、必ずしも福祉車両を必要としない移動困難者の送迎については、セダン型車両を利用した移送サービスが有効であると考えられる。

特に人工透析患者については、頻繁な通院が必要不可欠であり、通院という性質上、朝のラッシュ時間帯に重なったり病院での待ち時間が必要になったり、また、透析後には出血の危険性があるなど、一般の公共交通機関では難しい一方、福祉車両が必要な状態ではない場合が多い。また、歩行困難な高齢者などは、公共交通機関の利用が難しくなるにつれて、外出をあきらめて家に閉じこもる傾向があり、セダン型車両により外出支援を行うことで、生活に楽しみを取り戻し、介護予防につながる効果が期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

練馬区では、従来も、電車やバスなどによる外出が困難な障害者などに対して、福祉タクシー券の交付やリフト付福祉タクシー事業などを実施してきたが、利用金額に制限があったり、通院などの場合は利用時間帯が午前 10 時ごろに集中したりするため、障害者などが必要とする外出需要のすべてが満たされるには至っていない。高齢化の進行などにより、外出支援が必要な方の数は増えつづけており、行政の施策だけでは十分に対応できない。

平成 17 年度中に策定予定の「練馬区地域福祉計画」では、「福祉」は行政から要支援者へのサービスの給付ではなく、行政と地域住民がともに取り組むべきものとして捉えられており、移動困難者の外出支援についても、地域福祉の一課題として位置づけられる予定である。行政とボランティア移送団体が協力して、移動困難者の外出支援を推し進め、移動困難者が健常者と同じように外出できる自由を享受できる社会に近づけていくことを構造改革特別区域計画の目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO 等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大し充実していくことにより、福祉や医療のサービスを今まで以上に受けやすくなるだけでなく、これまでは諦めていた、余暇活動や地域活動への参加も可能となり、高齢者の介護予防効果や、社会的入院の減少が期待できる。

また、福祉有償運送運営協議会などを通して、ボランティア輸送を行う NPO 等とタクシー事業者等が交流することにより、両者がそれぞれの得意分野を活かす形で移動困難者の外出支援に取り組むことができれば、NPO 等の利用者にも状況に応じてタクシー事業者を紹介するなどにより、タクシー事業の拡大にもつながる可能性がある。

8 特定事業の名称

NPO 等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
1206(1216)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

1. 区の障害者・高齢者施策

(1) 福祉タクシー券

対象： 下肢、体幹、視覚、内部障害で身体障害者手帳 1～3 級の方
愛の手帳 1・2 度の方

とも 65 歳以上で新たに手帳の交付を受けた方は対象外。

福祉タクシー券交付枚数：1 ヶ月につき 500 円券 6 枚と 100 円券 5 枚（3500 円分）

契約事業者：51 社（平成 16 年 11 月現在）

受給者数：6,647 人（平成 15 年度）

決算額：268,185,400 円（平成 15 年度）

（2）リフト付タクシー（障害者リフト付タクシー 高齢者リフト付タクシー）

平成 15 年度までは、障害者のみを対象に、福祉車両 1 台の借り上げによる運行委託していた（タクシー料金は利用者負担）が、16 年 4 月から複数の会社と契約し、利用実績に応じて区が 1 回につき運行委託料 1,460 円（予約料、迎車料、事務手数料）を負担するパートタイム委託方式に変更すると同時に、利用者登録制を撤廃し手帳所持者全員を対象者としたため、利用件数が大幅に増加した。

また、16 年 7 月からは、要介護 3～5 の高齢者を対象とする高齢者リフト付タクシー事業も開始した。

開始年度： 障害者リフト付タクシー・・・平成 16 年 4 月

高齢者リフト付タクシー・・・平成 16 年 7 月

対象： 身体障害者手帳・愛の手帳を持っている方で、外出時に車いす等を利用する方
介護保険の要介護 3～5 に認定された方で、外出時に車いす等を利用する方

利用方法：利用者が直接事業者にリフト付タクシーを申し込み、希望日に自宅等に迎車してもらい、利用料金は一般のタクシー料金と同じ。

運行時間：午前 7 時から午後 7 時まで

契約事業者：10 社 73 台（平成 16 年 7 月現在）

利用件数：平成 15 年度 計 1,114 件（障害者のみ）

平成 16 年度 障害者 4 月～11 月 計 4,534 件（1 日平均 17 件）

高齢者 7～11 月 計 640 件（1 日平均 4 件）

決算額：9,324,000 円（平成 15 年度）

（3）自動車燃料費の助成

対象：自動車税または軽自動車税の減免を受けていて下記に該当する方（福祉タクシー券利用者は対象外）

下肢、体幹、視覚、内部障害で「身体障害者手帳」1～3 級の方
愛の手帳 1・2 度の方

とも 65 歳以上で新たに手帳の交付を受けた方は対象外。

上記の障害をもつ方と同一生計者

助成額：1 ヶ月 2,500 円

受給者数：1,801 人（平成 15 年度）

決算額：50,537,500 円（平成 15 年度）

2．介護保険サービス

介護保険の居宅介護サービスのひとつである「通院等乗降介助」の事業者は、区内に3事業者あり、平成16年9月の「通院等乗降介助」利用人数は40人、利用回数は416回であった。

3．障害者支援費サービス

(1)「通院等乗降介助」

支援費サービスにおいても、平成16年10月から介護保険と同様の「通院等乗降介助」サービスが開始されたが、平成16年10月・11月の利用実績はない。

(2)「移動介護」

対象者：全身性障害者、視覚障害者（ガイドヘルパー）、知的障害者、障害児

利用人数：全身性障害者約70名、視覚障害者約130名、知的障害者約90名、障害児約10名（平成16年9月実績）

4．非営利地域福祉活動推進事業

練馬区では、地域の民間団体が実施する非営利の福祉活動に対して経費の一部を補助することにより、区民の互助に基づく在宅福祉サービス等の振興を図り、地域福祉の総合的な発展を推進している。

補助対象事業の一つとして「移送サービス」があり、平成16年度は4つの移送サービス団体が補助金交付団体となっている（うち1団体は、東京都地域福祉振興事業から移行された団体）。補助金額は、1団体につき年間262万5千円を上限とし、期間は5年間を限度としている（東京都地域福祉振興事業からの移行分は、平成16年度375万円）。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとに規制の特例措置内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内で活動する運営協議会において認められた社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 運送主体

- ・ 練馬区内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等

(2) 事業がおこなわれる区域

- ・ 出発地又は到着地が練馬区

(3) 事業により実現される行為

- ・ 要介護認定者、身体障害者、知的障害者、難病患者等の移動制約者などで、あらかじめ運送主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する行為。

5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から一定の条件を付して許可されることとなったNPO等による福祉有償運送は、車いす対応や寝台車両などの福祉車両を用いるボランティア輸送に限定している。人工透析患者や知的障害者、座位を保てる高齢者等に対しては、福祉車両を用いる必要がなく、一般車両を用いてサービスを提供することが適しているため、福祉有償運送の運行車両を拡大する。

(1) 練馬区福祉有償運送運営協議会の設置

練馬区における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性や、福祉有償運

送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、練馬区が主宰者となり、練馬区福祉有償運送運営協議会を設置する。

第1回運営協議会は、平成16年12月20日に開催した。福祉車両を用いて有償運送の実施を希望する2団体について協議し、うち「社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会」については条件付承認、「NPO法人 日本ライフアシスト協会」については継続協議となった。

運営協議会の委員構成

つぎに掲げる者および団体からの推薦者14名以内で構成され、区長が委嘱する。

- 1) 公共交通に関する学識経験者 1名
- 2) 東京運輸支局長の指名する職員 1名
- 3) タクシー事業者 1名
- 4) タクシー運転者 2名以内
- 5) 福祉有償運送実施団体 2名以内
- 6) 福祉有償運送の利用者 2名以内
- 7) 練馬区職員 5名以内

運営協議会の開催

- ・ 協議会は、会長が招集する。
- ・ 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ・ 協議会の議事は出席構成員の過半数で決定し、可否同数の場合には議長が決定する。
- ・ 会長は、必要に応じて、協議会委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

運営協議会の事務局

運営協議会の庶務は、練馬区保健福祉部管理課が行う。

(2) 運送主体

練馬区で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等で、運行体制や料金などについて運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

(3) 使用車両

以下の条件を満たす福祉車両ならびにセダン型等の一般車両とする。

使用権原

運送主体が使用権原を有している車両、または、運転者等から提供される自家用

自動車で以下の条件を満たす車両。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該運送に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のとおり表示すること。

- ・ 氏名、名称または記号
- ・ 「有償運送車両」または「80条許可車両」の文字
- ・ 文字はステッカー、マグネットシート等による横書きとし、自動車の両側面に行う。文字は縦横5センチ以上とする。

自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の型式、自動車登録番号および初年登録年、損害賠償措置、関係する設備または装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

(4) 運転者

自動車免許の種別および講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会の意見を踏まえ、以下の条件などにより有償運送に十分な能力および経験を有していると認められた者とする。

- ・ 申請日前2年間運転免許停止処分を受けていないこと。
- ・ 警視庁交通安全指導センターが実施する「四輪安全運転講習」など、車両の運転に関する技術および知識の向上を図ることを目的とした、実車を伴う講習等を受講した者であること。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修、または、移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者、その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴およびその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

(5) 損害賠償措置

- ・運送に使用する車両全てについて、対人無制限及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(いずれも搭乗者障害を対象に含むものに限る)に加入していること。
- ・運送主体として、乗降介助時の事故に対応する保険に加入していること。

(6) 運送の対価

一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1を目安とする。

(7) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が、以下のように明確に整備されていること。

- ・ 運送主体において、運行管理責任者が選任されており、指揮命令系統が明確にされていること。
- ・ 運転者が自宅から利用者宅へ直接出向く場合には、電話等により運行管理に関する指示・伝達・報告が確実に実施される体制が整っていること。
- ・ 運送主体において、使用する自動車の整備管理が適切に行われていること。
- ・ 運送主体において、事故防止や安全確保に関する研修等計画があること。
- ・ 練馬区および運送主体において、事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、対応責任者が明確であること。
- ・ 練馬区および運送主体において、利用者からの苦情に対し適切に記録・対応する体制となっており、対応責任者が明確であること。
- ・ 練馬区および運送主体において、有償運送の条件が確保されているかどうかを随時確認する体制が整っており、責任者が明確であること。

(8) 法令遵守

許可を受けようとするものが、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。